15　紛争締約国の財産であって、政府の非商業的目的に使用され、又はそのような使用が予定されるものに対するいかなる強制的な措置（仮差押え、仮処分、差押え、強制執行等）も、４に規定する仲裁又は当該仲裁の裁定についての紛争締約国以外の国の裁判所における裁判手続に関連して当該仲裁の裁定の前又は後にとってはならない。

紛争締約国の財産のうち特に次の種類の財産は、当該紛争締約国によりこの15に規定する政府の非商業的目的に使用され、又はそのような使用が予定される財産とみなす。

(a)　当該紛争締約国の外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行に当たって使用され、又はそのような使用が予定される財産（銀行預金を含む。）

(b)　軍事的な性質の財産又は軍事的な任務の遂行に当たって使用され、若しくはそのような使用が予定される財産

(c)　当該紛争締約国の中央銀行その他金融当局の財産

(d)　当該紛争締約国の文化遺産の一部又は公文書の一部を構成する財産であって、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの

(e)　科学的、文化的又は歴史的に意義のある物の展示の一部を構成する財産であって、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの

第十七条　両締約国間の紛争の解決

1　この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争は、可能な限り、両締約国間の協議を通じて解決する。

2　紛争についての通知の受領から六箇月以内に満足な調整に至らなかった場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、この条の規定に従って仲裁廷に付託される。

3　仲裁廷は、次の方法によって構成する。各締約国は、各一人の仲裁人を任命するものとし、これらの二人の仲裁人は、仲裁廷の長として任命される第三国の国民について合意する。仲裁人は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三箇月以内に任命されるものとし、仲裁廷の長は、同日から五箇月以内に任命される。

4　3に規定する期間内に第三の仲裁人の必要な任命が行われなかった場合には、両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、国際司法裁判所長に対し必要な任命を行うよう要請する。国際司法裁判所長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由によりこの任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長が必要な任命を行うよう要請される。同次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同次長も当該任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所の裁判官のうちいずれの締約国の国民でもない次の席次の者が必要な任命を行うよう要請される。

5　仲裁廷は、この協定並びに国際法の規則及び原則に基づいて決定を下す。

6　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁廷は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行うものとし、この決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

7　各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加することに関連する費用を負担する。仲裁廷の長に係る費用を含むその他の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十八条　租税

1　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2　第十六条の規定に基づいて設立される仲裁廷は、締約国の租税に関する法令を解釈し、又は適用する権限を有しない。

第十九条　健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、自国の領域における他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十一条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もっとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2　この協定の他の規定（第十条及び第十六条15の規定を除く。）にかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。

(a)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i)　戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

第二十二条　協定の適用

この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従って形成されたものについても適用する。もっとも、この協定は、この協定の効力発生の前に生じた紛争については、適用しない。

第二十三条　最終規定

1　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。